

令和元年 第14回

仙北市農業委員会総会議事録

令和元年12月9日(月)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和元年12月9日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (16人)

1番 佐藤 孝典	2番 佐藤 和
3番 青柳 良信	4番 荒木田 浩生
5番 門脇 博美	6番 小玉 均
7番 佐藤 一也	8番 齋藤 瑠璃子
9番 千葉 智永	10番 高橋 政敏
12番 鈴木 八寿男	13番 大石 知
14番 草 彌 良孝	15番 眞崎 純孝
16番 藤村 紀章	17番 藤村 隆清

4. 欠席委員 (1名)

11番 小田嶋 比左子

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等に関する取得)の規定による届出について

2. 議事

(1) 議案第42号
農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第43号
農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第44号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定
について

(4) 議案第45号
仙北市空き家に付属した農地の農地指定申請について

(5) 議案第46号
仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

(6) その他

議長 ただ今から令和元年第14回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会への出席委員は16名。欠席委員は1名。よって、本総会は定
足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで
しょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に3番青柳良信委員、4番荒木田浩生委員兩名を
指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時3分)

議長 ありがとうございます。それでは日程5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

浅利局長 《日程5 農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出につい
て》(9時4分)

議長 それでは議事に入ります。議案第42号農地法第3条の規定による許可
申請についてを上程します。説明をお願いします。

榎尾補佐 議案第42号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、内容を
説明致します。整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況
共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲
受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条有償移転の案件となります。
利用目的は田、申請事由は合作田のため、経営規模の拡大となります。

第6 閉 会

6. 事務局職員

局長 浅利 喜一郎 局長補佐 榎尾 健
主事 伊藤 大地

7. 書 記

主事 伊藤 大地

8. 議事録署名員

3番 青柳 良信 4番 荒木田 浩生

9. 会議の概要

檜尾補佐 整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条賃貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条使用貸借の案件となります。貸付人は公益社団法人秋田県農業公社、借受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。公社特例事業の分割型による〇〇年間の使用貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番から3番につきましては、8番齋藤委員よりお願いします。

8番齋藤議長 《整理番号1番から3番について、3条調書に基づく、現地確認報告》
現地確認報告が終わりました。整理番号1番から3番についてご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第42号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第42号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定します。(9時9分)

議長 次に議案第43号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾補佐 それでは、議案第43号農地法第4条の規定による許可申請につきまして内容の説明を致します。整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、

登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、申請人は西木町〇〇地区の〇〇さん、転用目的は露天駐車場、転用理由につきましては、現在居住しております宅地について、申請者の娘が美容室を開店したことから、駐車場及び堆雪場が不足となっていることから、申請地に来客用駐車場、自家用駐車場、申請者が経営する会社の車輛置場、堆雪場として利用したいとのことです。なお、こちらの案件につきましては、農地パトロールの際に発見した案件となっており、申請者に対し指導を行っております。指導を受け、申請者は指導を受け入れ、別紙のとおり顛末書を提出し、反省していることから悪質性は無く、また農地転用許可基準を満たしていることから、追認案件として申請されております。農地転用許可基準の不許可の例外 施行規則第33条第4項の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上に必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可が妥当と考えております。説明は以上です

議長 説明が終わりました。現地確認報告を7番佐藤委員よりお願いします。

7番佐藤議長 《現地確認報告》
現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 議案第43号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第43号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当とすることに決定します。(9時14分)

議長 次に議案第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

《13番大石委員 退席》（9時14分）

議長 それでは議案第44号整理番号4番を上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 それでは議案第44号整理番号4番について、内容の説明を致します。

農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

10番高橋 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第44号整理番号4番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第44号整理番号4番については、適正と認めることとします。利害関係者の復席を求めます。（9時16分）

《13番大石委員復席》（9時16分）

議長 次に議案第41号整理番号22番を上程します。利害関係者の退席を求めます。

《1番佐藤委員 退席》（9時17分）

議長 それでは議案第44号整理番号22番を上程します。事務局より説明をお

議長 願います。

伊藤主事 議案第44号整理番号22番について内容を説明致します。

整理番号22番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願い致します。

10番高橋 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第44号整理番号22番について、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第44号整理番号22番については、適正と認めることとします。利害関係者の復席を求めます。（9時18分）

議長 次に整理番号4番、22番を除き、一括上程します。内容の説明をお願いします。

伊藤主事 議案第44号整理番号4番、22番を除き、内容を説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円、備考欄に記載してますとおり自己資金での売買となります。

次に整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同

伊藤主事 じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円、備考欄に記載して下さるとおり自己資金での売買となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円、備考欄に記載して下さるとおり自己資金での売買となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。備考欄に記載して下さるとおり自己資金での売買となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は〇〇市〇〇在住の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。備考欄に記載して下さるとおり自己資金での売買となります。

整理番号7番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。備考欄に記載して下さるとおり自己資金での売買となります。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、利用権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の移転を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇〇〇となります。期間は〇〇年間、使用貸借権の移転となります。所有者等につきましては備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇

伊藤主事 筆、合計面積〇〇㎡、利用権を移転する者、受ける者については整理番号8番と同様となります。期間は〇〇年間、賃貸借の移転となります。10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。所有者等につきましては備考欄をご確認ください。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、利用権を移転する者、受ける者については整理番号8番、9番と同様になります。期間は〇〇年間、賃借権の移転となります。10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。こちらの案件につきましては、所有者から農地円滑化団体である秋田おぼこ農業協同組合を通しての〇〇さんとの貸借契約となっておりましたが、今回耕作を〇〇〇〇が行うこととなっております。

整理番号11番から13番までは〇〇〇〇が借り受ける案件となっておりますので、一括で説明致します。

整理番号11番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、期間は〇〇年〇〇ヶ月となります。

整理番号12番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿田・原野、現況田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、期間は〇〇年〇〇ヶ月となります。

整理番号13番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、期間は〇〇年〇〇ヶ月となります。

先ほど説明致しましたが、こちらの借受人は〇〇〇〇となります。

次に整理番号14番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・

伊藤主事 畑、田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10アール当たり田〇〇円、畑〇〇円、年額〇〇円となります。詳細は備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

整理番号15番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。詳細につきましては、備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

次に整理番号16番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。詳細につきましては備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

整理番号17番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。詳細につきましては備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

整理番号18番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。詳細につきましては

伊藤主事 備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

整理番号19番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。こちらにつきましては、現在までJA円滑化事業からの切替となります。詳細につきましては備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

整理番号20番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規使用貸借の案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年〇〇ヶ月、詳細につきましては備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

整理番号21番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さん、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。詳細につきましては備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。

整理番号23番から27番につきましては、再設定の案件となります。前回までの契約内容につきましては、備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。説明は以上になります。(9時31分)

議長 説明が終わりました。現地確認をお願いします。整理番号1番、2番、8番から13番については、4番荒木田委員より報告をお願いします。

4番荒木田 《現地確認報告》

議長 次に整理番号3番、5番については、13番大石委員より報告をお願いします。

13番大石 《現地確認報告》

議長 次に整理番号6番、7番については、14番草薨委員より報告をお願いします。

14番草薨 《現地確認報告》

議長 次に整理番号14番から18番について、15番眞崎委員より報告をお願いします。

15番眞崎 《現地確認報告》

議長 次に整理番号19番について、10番高橋代理より報告をお願いします。

10番高橋 《現地確認報告》

議長 次に整理番号20番については、16番藤村委員より報告をお願いします。

16番藤村 《現地確認報告》

議長 次に整理番号21番については、1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第44号整理番号4番、22番を除き、適正と認めることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、整理番号4番、22番を除き、適正と認めることとします。(9時40分)

議長 次に議案第45号空き家に付属した農地指定申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾補佐

議案第45号空き家に付属した農地指定申請について、内容の説明を致します。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、申請人は〇〇県〇〇市在住の〇〇さん、指定申請理由につきましては、現在所有者は〇〇県に在住しており、相続により取得した宅地と農地について、今後保全や管理などが難しいことから、宅地について仙北市空き家登録情報制度への登録をし、併せて農地についても空き家に付属する農地として売買等を考慮していることから、空き家に付属する農地として指定申請するに至っております。現段階では宅地及び指定予定農地については買受予定者が決まっております。また申請者の所有農地残地部分については、現状が山林状態の農地などがあり、それも含め非農地・購入予定者への使用貸借権の設定などを考えております。そちらについては今後対応していく予定になります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を4番荒木田委員よりお願いします。

4番荒木田 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 議案第45号空き家に付属した農地指定申請について、申請のあった農地について農地指定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第45号空き家に付属した農地指定申請につきましては、申請のあった農地について農地指定することに決定致します。

(9時46分)

議長 次に議案第46号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。内容の説明については、市農林部農業振興課齋藤主査よりお願いします。

《市農林部農業振興課 齋藤主査 入室》（9時47分）

齋藤主査 議案第46号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定につきまして、内容の説明を致します。今回申請のありました除外は〇〇筆〇〇㎡、編入については、〇〇筆〇〇㎡となります。詳細について内容説明致します。農業振興地域からの除外〇〇件、所有者及び事業主は記載のとおりとなります。除外地は仙北市角館町〇〇〇〇地区、除外変更理由につきましては、通路及び雪捨て場として利用することから、造成を行うとのことですので、農地法の区分要件につきましては、第1種農地として区分されます。同じく許可基準につきましては、不許可の例外、施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えます。なお、許可基準につきましては、農業委員会事務局転用担当者との協議を行っていることを申し添えます。

次に編入の案件につきまして、内容説明致します。今回の編入につきましては、平成30年度採択の〇〇地区圃場整備に関連しての案件となります。圃場整備については農用地区域内農地である必要があることから、今回の編入となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

13番大石 こちらの案件につきましては、〇〇土地改良区が農地について詳細を精査した結果、農用地区域内に入っていない農地が多数見受けられたことか

ら、今回編入を行うものでありますので、よろしくお願い致します。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第46号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定については、原案とおりに決定し、答申することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第46号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定については、原案とおりに決定し、答申することとします。

（9時55分）

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

浅利局長 協議事項はございません。次に連絡事項になります

今後の日程について

12月23日（月）

農用地利用調整会議（西木総合開発センター「農林研修室」）

1月10日（金）

第1回農業委員会総会（西木総合開発センター 集会室）

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、以上をもちまして令和元年14回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（9時56分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

令和元年12月9日

議 長 _____

署 名 員 3 番 _____

署 名 員 4 番 _____